



「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせ

2009年9月14日現在

金融商品取引法では、新たに「特定投資家制度」が導入されお客様は、「特定投資家」と「一般投資家」とに区分されます。

本制度では、お客様が「特定投資家」である場合には、金融商品取引等に課せられる行為規制の一部(書面交付義務、適合性の原則等)の適用が除外されます。

また、一定の条件に該当するお客様については契約の種類により「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行の申出を行う事が出来ます。

移行の有効期限は原則として承諾日から1年としておりますが、弊社では移行承諾後最初に到来する8月31日(休日の場合も変更しません)を「期限日」とさせていただきます。期限日後は、更新のお申出のない場合は移行前の「特定投資家」、「一般投資家」としてお取扱いに戻りますので、ご継続をご希望される場合は再度、移行のお申出が必要となります。

投資家区分

特定投資家	①一般投資家への移行は不可 (適格機関投資家、国、日本銀行)	↑ ↓	投資家の申出により 一定の手続きにて 移行可能
	②一般投資家に移行可能 (資本金の額が5億円以上であること) 見込まれる株式会社、 上場株券の発行会社、地方公共団体 等)		
一般投資家	③特定投資家への移行可能 (①・②以外の法人、一定の個人)		
	④特定投資家への移行不可 (①又は③の個人を除く個人)		

契約の種類

契約の種類	当行でお取扱いのある商品
1 有価証券関連取引	該当無し
2 デリバティブ取引	該当無し
3 特定預金等契約	外貨預金
4 投資顧問契約	該当無し
5 特定信託契約	該当無し
6 投資一任契約	該当無し
7 特定保険契約	該当無し